

電気・ガス事業者の排出係数改定に伴う計画書制度(第 5 期)への算定ガイダンス

1. 制度背景および改定の要点

従来の温対法(SHK 制度)では、小売電気・ガス事業者が料金メニュー(特定料金プラン)ごとに公表できるのは「調整後排出係数」に限定されていました。

しかし、近年の国による制度改正に伴い、需要家の脱炭素ニーズに応える形で、ガス事業者も特定の料金メニューについて「基礎排出係数」をメニュー別に国へ報告・公表することが可能となりました。

これにより、各事業者が環境価値(バイオガス、合成メタン、カーボンニュートラルガス等)を「基礎排出量」または「調整後排出量」のどちらの段階に反映(充当)させるかによって、事業者の公表係数に違いが生じることとなりました。本資料は、環境省・経済産業省が公表した最新の「令和 7 年度供給実績(令和 8 年 6 月 30 日公表)」データに基づき、三重県内の特定事業者が計画書を作成する際の実務上の留意点をまとめたものです。

2. 都市ガス事業者における「基礎」と「調整後」の相違

① 基礎・調整後の双方が「ゼロ」となるメニュー

ガス自体の排出削減価値(バイオガス等)を基礎排出量の段階からダイレクトに反映させる方式です。このメニューを契約している場合、計画書の基礎排出量・調整後排出量はともにゼロ(一致して減少)となります。

- 対象事業者・メニュー：東邦ガス(株) / メニューA
- 設定係数：基礎排出係数 0.00 t- CO₂/千m³ / 調整後排出係数 0.00 t- CO₂/千m³

② 調整後排出係数のみが「ゼロ」となるメニュー(基礎は標準値を維持)

大多数の主要ガス事業者が採用している方式です。環境価値を「調整後排出係数」にのみ充当するため、実際の供給エネルギーベースである基礎排出係数は標準的な値(2.09 t-CO₂/千m³)を保持しつつ、調整後排出係数のみがゼロとなります。

ガス事業者名	対象メニュー名	基礎排出係数 (t- CO ₂ /千m ³)	調整後排出係数 (t- CO ₂ /千m ³)	三重県内への影響度・備考
東邦ガス(株)	メニューB	2.09	0.00	東邦ガス供給区域 (県内主要エリア)
中部電力ミライズ(株)	メニューA	2.09	0.00	東邦ガス NW ネットワークの 供給区域
大阪ガス(株)	メニューA	2.09	0.00	大阪ガス NW ネットワークの 供給区域
東京瓦斯(株)	メニューA	2.09	0.00	東京ガス NW ネットワークの 供給区域等
東電エナジーパートナー (株)	メニューA	2.09	0.00	東京ガス NW ネットワークの 供給区域
西部ガス(株)	メニューA	2.09	0.00	福岡エリア
広島ガス(株)	メニューA	2.09	0.00	広島ガス供給区域
東海ガス(株)	メニューA	2.09	0.00	藤枝・焼津・島田地域
武陽ガス(株)	メニューA	2.09	0.00	武陽ガス供給区域

※主なガス事業者を記載しています。(2026 年度)

3. 電気事業者における「基礎」と「調整後」の相違

電気事業者の大多数は「基礎排出係数」と「調整後排出係数」を同一の値に設定していますが、J-クレジットの調整や残差調整、特定の再エネメニュー等の有無に応じ、以下の事業者等においては両係数の間に差分が存在しています。

電気事業者名	対象メニュー等	基礎排出係数 (t-CO ₂ /千 kWh)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /千 kWh)	備考
松阪新電力(株)	事業者全体	0.411	0.293	
鈴与商事(株)	メニューH(残差)	0.649	0.639	残差メニュー
リエスパワーネクスト(株)	事業者全体	0.382	0.374	全体係数
東広島スマートエネルギー(株)	事業者全体	0.417	0.368	全体係数

※例示です。

4. 三重県特定事業者における計画書作成上の実務ガイダンス

今回の「令和 7 年度供給実績」データの適用開始に伴い、「地球温暖化対策計画書(様式 1)」を作成する際、基礎と調整後の数値の連動ルールについては、以下の点に留意してください。

■実務上の最重要チェックポイント

都市ガスを「東邦ガス(株)のメニューB」または「中部電力ミライズ(株)のメニューA」で契約している場合

三重県内の主要な脱炭素メニューですが、これらは「基礎:2.09 / 調整後:0.00」の仕様です。したがって、計画書作成の際は、(第 1 面)調整後排出量はゼロとして減少しますが、(第 2 面)基礎排出量には 2.09 を乗じるため数値が下がりません。この場合、「基礎排出量 > 調整後排出量」という差異が生れますが、これは制度上正しい適正な記載となります。

電力を地元の「松阪新電力(株)」などから購入している場合

上記のとおり、事業者全体の係数自体に「基礎:0.411 / 調整後:0.293」の明確な差分が設定されています。そのため、特別な再エネメニューを個別に契約していない場合であっても、計算上、計画書の第 1 面(調整後)と第 2 面(基礎)の数値には必ず差異が発生します。

5. まとめ

令和 8 年 6 月 30 日公開の最新データが示すとおり、都市ガスおよび電力の脱炭素メニューの仕様は、提供する事業者やプランによって「基礎・調整後の双方が 0.00 となるケース」と、「調整後のみが 0.00(基礎は従来値を維持)となるケース」に明確に二分されました。

これにより、事業者が契約している具体的なサプライヤーおよび料金メニューの名称に応じて、(第 1 面)と(第 2 面)の数値が一致するケースと、両面で数値に差異(ズレ)が生じるケースの双方が、いずれも適正な算定結果として存在することになります。

事業者のみなさまにおかれましては、算定の前に必ず自社が契約している電気・ガス事業者からメニュー別の公表係数(基礎排出係数・調整後排出係数)を確認し、最新のマニュアルに沿って正確な算定を行っていただきますようお願いいたします。

(出典・詳細データ) 環境省 WEB

都市ガス事業者排出係数一覧(令和 7 年度供給実績):

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r08_gas_coefficient.pdf

小売電気事業者排出係数一覧(令和 7 年度供給実績):

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r08_denki_coefficient_rev2.pdf